

入札に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札してください。

記

業 務 名		田島大牧線太田窪工区家屋等事後調査業務（R 8－1）		
履 行 場 所		さいたま市浦和区前地3丁目地内		
業 務 担 当 課		南部建設事務所 道路建設課		
設計図書等	閲覧等の方法	（ ☐ 電子配布 ☐ 閲覧 ☐ 貸与 ☐ その他 ）		
	質 問	☐ 書面・メール・その他	回 答	☐ 書面・メール・その他
	期 限	令和8年10月2日	日 時	令和8年10月7日
	提 出 先	南部建設事務所 道路建設課	場 所	南部建設事務所 道路建設課
保証金	入札保証金	☐ 1. 免除 2. 入札金額の 5/100		
	契約保証金	☐ 1. 免除 2. 契約金額の 10/100		
履 行 期 限		令和9年3月12日		
予 定 価 格 （ 税 込 ）		－ 円		
添 付 書 類		☐ 要 ・ ☐ 不要		
最 低 制 限 価 格		☐ 設定する・設定しない	調 査 基 準 価 格	設定する・ ☐ 設定しない
そ の 他		本業務は、「さいたま市業務委託契約基準約款」を適用する。		

（注意事項）

1 入札の無効

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。
- (2) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (3) 電子証明書の添付されていない入札は無効とする。
- (4) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札は無効とする。
- (5) 予定価格を公表している場合において、当該予定価格を超えている入札は無効とする。

2 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (2) 設計図書等の閲覧又は貸出しを工事（業務）担当課にて行う場合は、指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、工事（業務）担当課に申し出ること。

3 添付書類として、見積内訳書が記載されている場合については、システムによる入札書提出の際に必ず添付すること。

4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者で

あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の回数については、次のとおりとする。

ア 再度入札は、1回までとし、初度入札の翌日を原則とする。なお、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 初度入札に無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

6 入札の辞退

入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）

7 落札となるべき金額を入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。

8 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書等の提出期限までに工事（業務）担当課に提出し、承認を得なければならない。

9 問い合わせ

さいたま市中央区下落合 5-7-10 中央区役所別館 2階

さいたま市 建設局 南部建設事務所 道路建設課

電話：048-840-6212